

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(法務・厚生労働一)

〔告示〕

○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件(総務八)
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則附則第六条及び同条の規定により読み替えられた同令第十条第二項第三号トの規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める活動
(法務・厚生労働一)

〔公告〕

諸事項

官庁

基本測量関係事項関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分関係
地方公共団体

行旅死亡人、農業協同組合法第六十

四条の二の届出関係

会社その他

会社決算公告

四七

五五

五五

省令

○法務省令第一号 厚生労働省令第一号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第九号第二号(同法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月九日

法務大臣 上川 陽子

厚生労働大臣 加藤 勝信

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成二十八年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

省令第三号)の表の次に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げないものは、これを加える。

下の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げないものは、これを加える。

